

(令和8年4月)

学校いじめ防止基本方針

青森県立木造高等学校

令和 8 年 4 月改訂版

年度	発行年月日	改定概要
令和 7 年度	令和 7 年 3 月 1 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会といじめ対策委員会をいじめ防止対策委員会に改編 ・いじめ防止対策委員会の構成員変更 ・生活相談アンケートを年 3 回から 4 回に変更 ・面談週間を教育相談週間に変更 ・生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記
令和 8 年度	令和 8 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校評議員会」を「学校運営協議会委員による評価」に変更 P3,5 ・「いじめ防止専門員からの助言」追加 P3,5

【目次】

1	学校いじめ防止基本方針	P 1
(1)	基本理念	P 1
(2)	学校及び職員の責務	P 1
2	いじめとは	P 1
(1)	いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）	P 1
(2)	いじめに対する基本的な考え方	P 1
(3)	いじめの構造	P 1
(4)	いじめの動機	P 2
(5)	いじめの態様	P 2
(6)	いじめの見えにくさ	P 2
3	学校いじめ対策組織による組織的対応	P 3
(1)	いじめ防止対策委員会の設置	P 3
(2)	緊急時の指導体制（いじめ解決に向けた組織的対応の手順）	P 4
4	いじめの予防（未然防止）	P 5
5	いじめの早期発見	P 5
(1)	いじめの発見	P 5
(2)	日常の観察のポイント	P 6～P 7
(3)	いじめ通報の受付窓口の設置と相談体制の整備	P 8
(4)	定期的調査の実施	P 8
(5)	情報の共有	P 8
6	いじめの解決に向けた対応	P 8
(1)	生徒への対応	P 8～P 9
(2)	関係集団への対応	P 9
(3)	保護者への対応	P 9～P 10
(4)	関係機関との連携	P 10～P 11
7	ネットいじめへの対応	P 11
(1)	ネットいじめとは	P 11
(2)	ネットいじめの予防	P 11
(3)	ネットいじめへの対処	P 11
(4)	ネット上での書き込み等の削除の手順	P 12
8	いじめの解消	P 13
(1)	「いじめが解消している」状態の要件	P 13
9	重大事態への組織的対応	P 13
(1)	重大事態とは	P 13
(2)	重大事態への対処	P 14
10	いじめ防止対策の見直し	P 14

1 学校いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、全教職員が「いじめは絶対に許されない行為」という共通認識のもとで、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを計画・実施し、いじめ防止を最重要課題として日常の指導体制を定め、全生徒が安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。

(2) 学校及び職員の責務

生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、関係者と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けている場合には適切・迅速に対応する。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

すべての教育活動を通じた道德教育、体験活動を充実させ、いじめ防止を生徒・保護者等へ啓発していく。

2 いじめとは

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である」との認識
- ・「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい」との認識
- ・「いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である」との認識

(3) いじめの構造

いじめは、「いじめを受ける生徒」、「いじめを行う生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒のとらえ方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

(4) いじめの動機

いじめの動機には、以下のものが考えられる。(東京都立研究所の要約一部引用)

- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲(相手を思い通りに支配しようとする)
- ・愉快犯(遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性(強いものに追従する、数の多い側に入りたい)
- ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満(いらいらを晴らしたい)
- ・勘違いの善意(相手のためだと思つての言動、意図せず相手に心身の苦痛を与える)

(5) いじめの態様

いじめの態様には、以下のようなものなどが考えられる。また、その行為が犯罪行為と認められる場合は、いじめを受けている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をすることが必要である。**【抵触する可能性のある刑罰法規】**

- ・冷やかす・からかい、陰口・悪口、脅し・命令、嫌がらせ **【脅迫・名誉毀損・侮辱】**
- ・仲間はずれ、集団による無視、避けられる※刑罰法規には抵触しない場合でも、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ・ぶつかる、小突かれる、暴力を受ける(叩かれる・蹴られるなど) **【暴行・傷害】**
- ・金品をたかられる、使いつ走りさせられる **【強要・恐喝】**
- ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる、落書きされる **【窃盗、器物破損】**
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする **【強要・強制わいせつ】**
- ・メールやネットを通じて、誹謗中傷や噂流しなど嫌なことをされる **【名誉毀損・侮辱】**

(6) いじめの見えにくさ

① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われることが多い。けんかであってもその背景にいじめが存在しないか必ず報告・調査し、校内で情報共有する。

- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態
- ・遊びやふざけ合い、けんかのような形態
- ・被害者なのに加害者と仲の良い一員のような形態
- ・部活動の練習のふりをして行われる形態

② いじめを受けている本人からの訴えが少ない。

- ・親に心配を掛けたくない
- ・いじめられる自分はダメな人間だ
- ・訴えても大人は信用できない
- ・訴えたらその仕返しが怖い

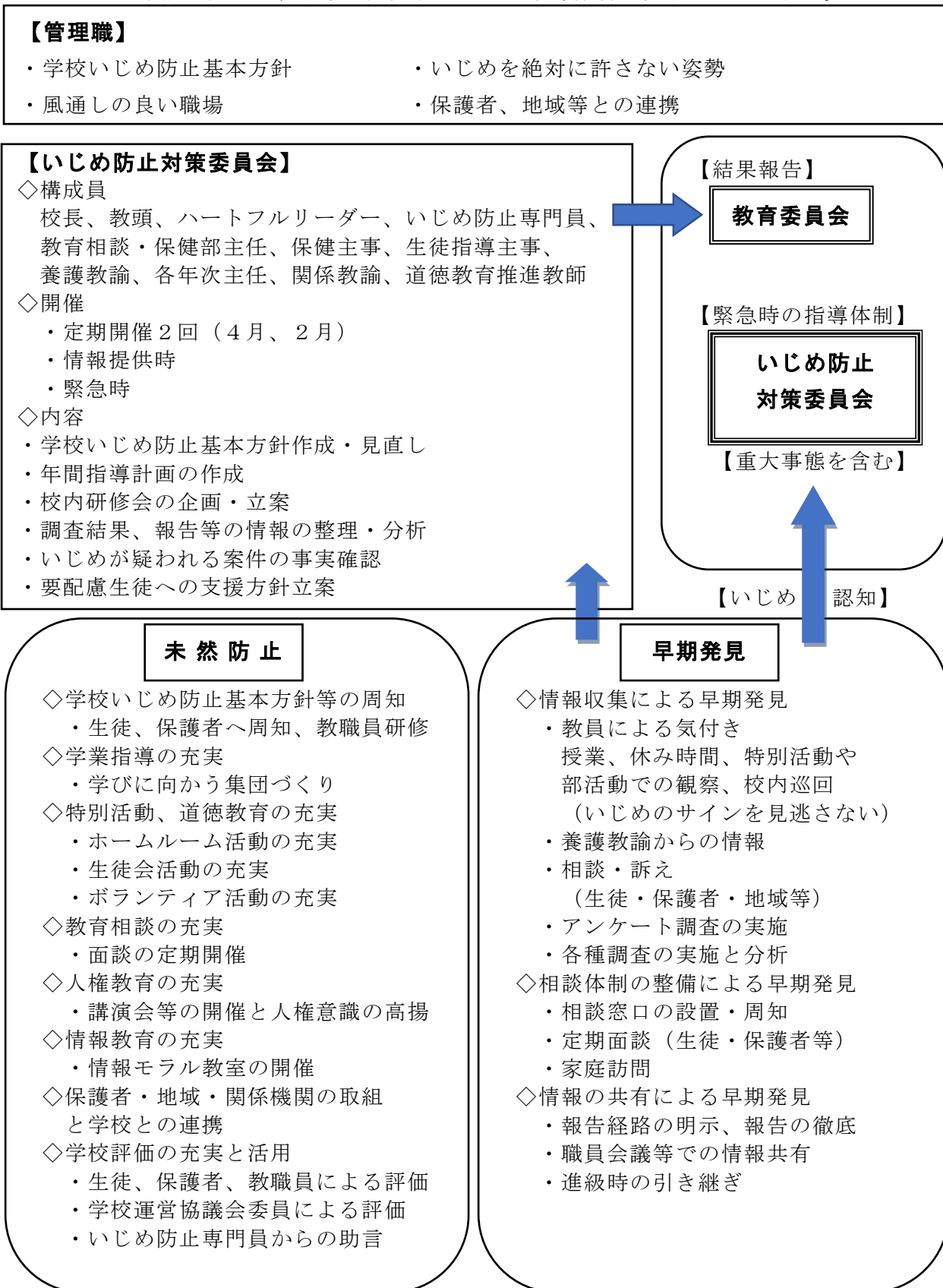
③ ネット上のいじめは最も見えにくい。

- ・ネット上でいじめを受けている兆候は学校ではほとんど見えない
- ・ネット上でいじめを受けている本人が、そのことを知らずにいる

3 学校いじめ対策組織による組織的対応

(1) いじめ防止対策委員会の設置

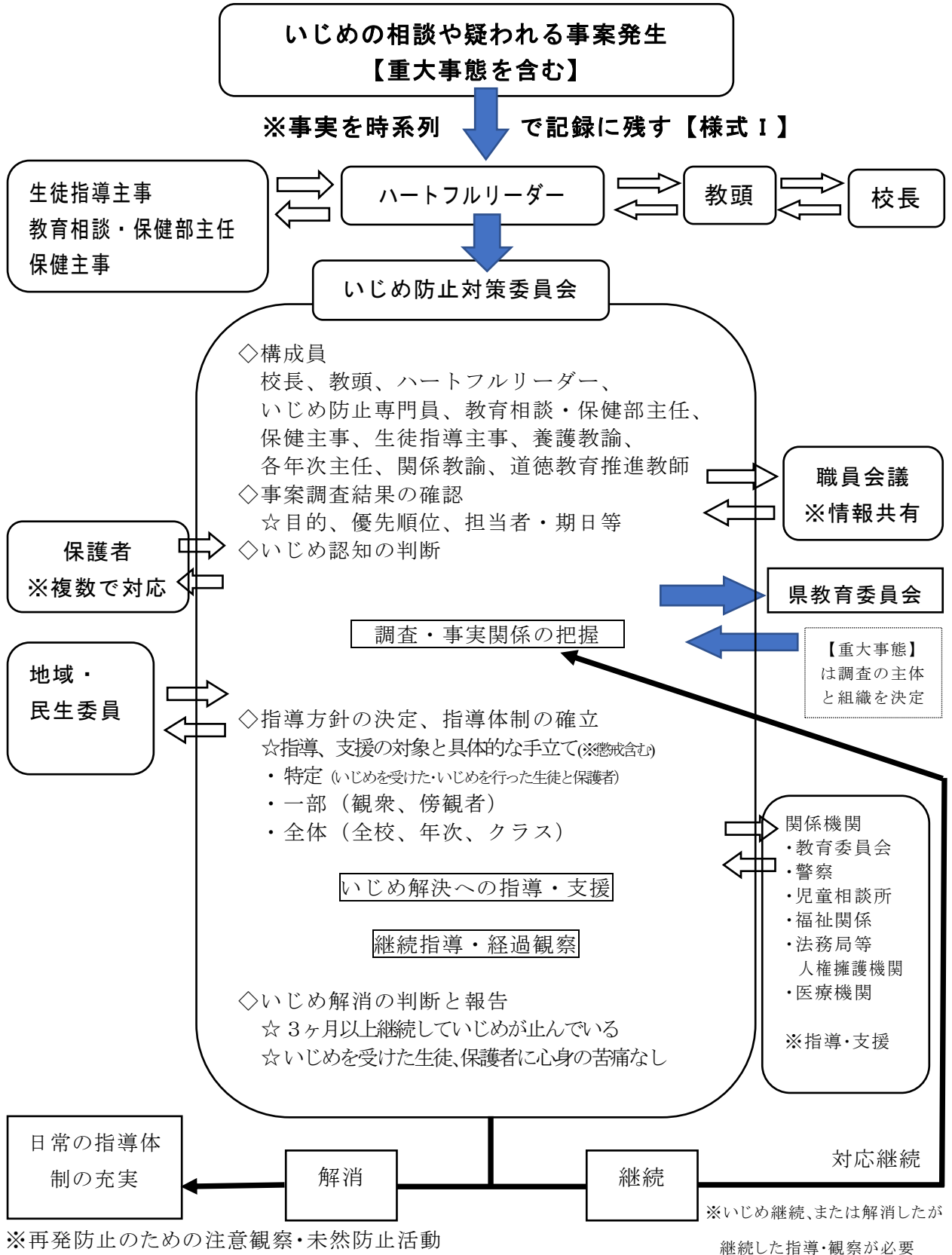
学校いじめ対策組織として、校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、ハートフルリーダー、いじめ防止専門員、教育相談・保健部主任、保健主事、生徒指導主事、養護教諭、各年次主任、関係教諭、道徳教育推進教師とし、いじめを未然に防止し、早期に発見するための指導体制を以下の通りとする。



(2) 緊急時の指導体制（いじめ解決に向けた組織的対応の手順）

いじめの相談や疑いがある事案が発生した場合には、迅速にいじめ防止対策委員会を開催し、以下のとおりいじめの解決に向けた組織的な対応をする。

また、保護者からの申立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして、直ちにいじめ防止対策委員会を開催し、調査・事実関係の把握を行う。



4 いじめの予防（未然防止）

いじめの問題で最も重要なポイントは、いじめを起こさせないための予防的取り組み（未然防止）である。日頃の教育活動全体と以下の活動を通して、生徒の自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- ① 学校いじめ防止基本方針と学校いじめ対策組織の周知
 - ・生徒、保護者等へ周知（入学式、PTA総会、生徒集会、学校ホームページ等）
 - ・教職員への周知と校内外の研修による資質向上
- ② 学業指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり
- ③ 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
 - ・生徒会活動におけるいじめ防止に資する活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ④ 教育相談の充実
 - ・教育相談週間の実施（年2回）
- ⑤ 人権教育の充実
 - ・講演会等の開催と人権意識の高揚
- ⑥ 情報教育の充実
 - ・情報モラル教室の開催
- ⑦ 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針を本校ホームページに掲載
 - ・進路や学習、健康面での情報交換と家庭訪問
 - ・地域・民生委員との協力
 - ・関係機関への協力依頼
- ⑧ 学校評価の充実
 - ・生徒、保護者、教職員による学校評価の活用
 - ・「学校運営協議会委員による評価の活用」
 - ・いじめ防止専門員からの助言

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するためには、早期発見・早期対応が必要である。日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐ止めさせるとともに、いじめを受けている生徒や通報した生徒の安全を確保する。また、「3（2）緊急時の指導體制」により速やかに報告と事実の詳細確認をする。

(2) 日常の観察のポイント

① いじめを受けている生徒のサイン

いじめを受けている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、涙目である・傷がある・成績が急降下するなどの他にも小さなサインを見逃さないことが大切である。

【いじめを受けている生徒のサイン（観察のチェックポイント）】

場 面	主なサイン（観察のチェックポイント）
登校時 朝のHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と目線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机の周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートなど持ち物に汚れがある。 <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。
休み時間帯	<input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣類が汚れていたりする。 <input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる。昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。

② いじめを行っている生徒のサイン

いじめを行っている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

【いじめを行っている生徒のサイン（観察のチェックポイント）】

主なサイン（観察のチェックポイント）
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然な分散をしたりする。 <input type="checkbox"/> ある生徒だけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒の言動に対して、不自然な笑いや目配せをする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

③ 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

【教室でのサイン（観察のポイント）】

主なサイン（観察のチェックポイント）
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

④ 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校と連携が図れるよう保護者と情報を共有しておくことが大切である。

【家庭でのサイン（観察のポイント）】

主なサイン（観察のチェックポイント）
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
<input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
<input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話に怯えたりする。
<input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあったりする。
<input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わったり、夕方以降に友達からの呼び出しで急に出かける。
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴えたり、感情の起伏がいつもより大きかったりする。
<input type="checkbox"/> 不自然に髪が短くなって帰宅する。
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れ、打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る。
<input type="checkbox"/> 成績が下がる。
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクしたり、鍵が壊されたりする。
<input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。

(3) いじめ通報の受付窓口の設置と相談体制の整備

- ① いじめの気付き、相談、訴え等を窓口である教育相談・保健部、教育相談委員が受け付ける。
- ② 教育相談・保健部は、詳細な情報収集と事実確認を行い、いじめ防止対策委員会に報告し、記録を残す。
- ③ 教育相談委員会は、教育相談・保健部と連携して生徒の悩みや不安等の相談に対応する。
- ④ 生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして直ちに報告・調査等に当たる。

(4) 定期的調査の実施

- ・ いじめ調査に関する内容を含めた「生活相談アンケート」を年4回（6月、9月、11月、2月）実施する。また、実態に応じて緊急調査を実施する場合もある。
- ・ 保存期間は5年間でカギのかかるキャビネット等、機密性が高い場所に保管する。

(5) 情報の共有

- ・ 報告経路の明示・報告の徹底、職員会議等での情報共有

情報収集と事実確認→	分析・認知の判断→	県教委・職員会議・記録保存
教育相談・保健部	いじめ防止対策委員会	教育相談・保健部

- ・ 要配慮生徒の実態把握、進級時の引き継ぎ

6 いじめの解決に向けた対応

いじめの解決に向け、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、いじめの対応が個々の教職員による対応ではなく、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校の組織としての一貫した対応を徹底する。

軽微と思われた場合、好意として行った行為がいじめとして受け止められた場合、いじめを行った生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係が再び築くことができていた場合でも、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして校内で情報共有する。

(1) 生徒への対応

① いじめを受けている生徒への対応

いじめを受けている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 安全・安心を確保する。・ 心のケアを図る。・ 今後の対策について、ともに考える。・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。・ 温かい人間関係をつくる。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

②いじめを行っている生徒への対応

いじめを行っている生徒への対応は、いじめは絶対に許されない刑罰法規に触れる行為であることを理解させるとともに、指導に当たっては、いじめを行っている生徒の立ち直りに向けた教育上必要な措置を行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解、抱えている問題の解決に努める。
- ・いじめを受けている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加えるとともに、立ち直りに向けた面談や学習支援を行う。

③いじめを知らせた生徒への対応

生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員などに報告することは、多大な勇気を有するものである。そのことをきっかけに学校生活が脅かされたり、心身に苦痛を感じたりすることがないように対応する。

- ・個人情報を確認する。
- ・安全・安心を確認する。
- ・いじめを行った生徒や周囲の生徒からの無視、仕返し等の言動を決して許さない。

(2) 関係集団への対応

いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかった集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。いじめが繰り返されたり、エスカレートする前に教職員や保護者への通報などにより、大人とともに生徒がいじめをやめさせるための行動をとることが重要であることを理解させる。

- ・自分の問題としてとらえさせる。
- ・悩みを聞いたり、その解決を話し合うなどの望ましい人間関係づくりに努める。
- ・学校の集団として、いじめは絶対に許されない行為で、いじめを受けている生徒の安全・安心が第一ととらえさせる。
- ・自他の有用感や肯定感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめを受けている保護者への対応

相談されたケースでは複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。いじめを受けた生徒・保護者側に寄り添い、「いじめの解消」に加え、安全・安心な学校生活を送るための今後の対策をともに考える。

- ・じっくり話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子コミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめを行っている生徒の保護者への対応

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力は必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合などの対応

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。特に次のような状況にある場合、適切な時期に適切な関係機関との連携を図ることにより、生徒や保護者への指導・援助をより効果的に進めることができる。

- ・いじめの内容が複雑または深刻な場合
- ・生徒の心理的なケアが必要な場合
- ・生徒や保護者が、教師（学校）には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・いじめを繰り返す等、校内での指導の効果が十分に認められない場合
- ・学校間・異年齢にまたがる集団によるいじめの場合等

①連携を受ける上での配慮事項

ア 連絡先の検討

- ・関係機関に関する情報の日頃からの把握
- ・問題の性質・生徒や保護者の状況と関係機関の特質や専門性に照らした連携

イ 保護者の理解

- ・連携の必要性や意義、連絡先、期待できる効果、その後の学校の対応の説明

ウ プライバシーの保護

- ・生徒や保護者の人権やプライバシーを尊重する中での適切な共有化
- ・連携する機関等との間での守秘義務の徹底

エ 関係機関の専門性・機能が十分に発揮できる体制づくり

- ・学校の指導体制の一貫としての連携

※専門機関に任せきりではなく、学校の主体性を持った取り組みの継続

②関係機関

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒、保護者及び教職員への支援として、指導主事、SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)等の派遣
- ・関係機関との調整として、いじめ防止等のための附属機関による調査

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリングと見守り

②情報教育の充実

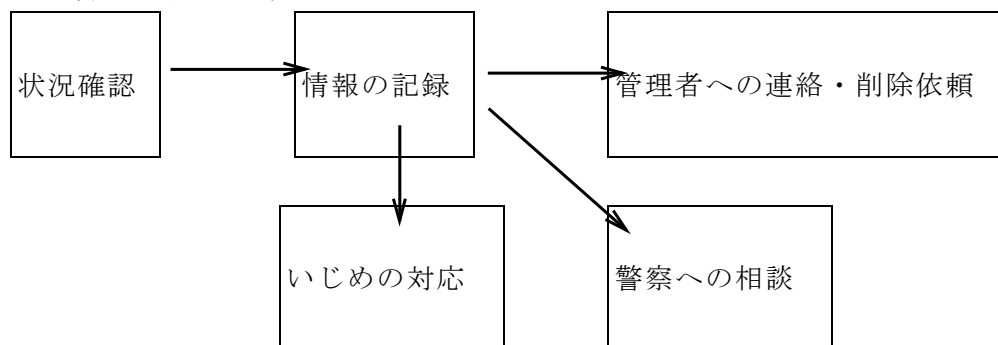
- ・情報モラル教室の実施

(3) ネットいじめへの対処

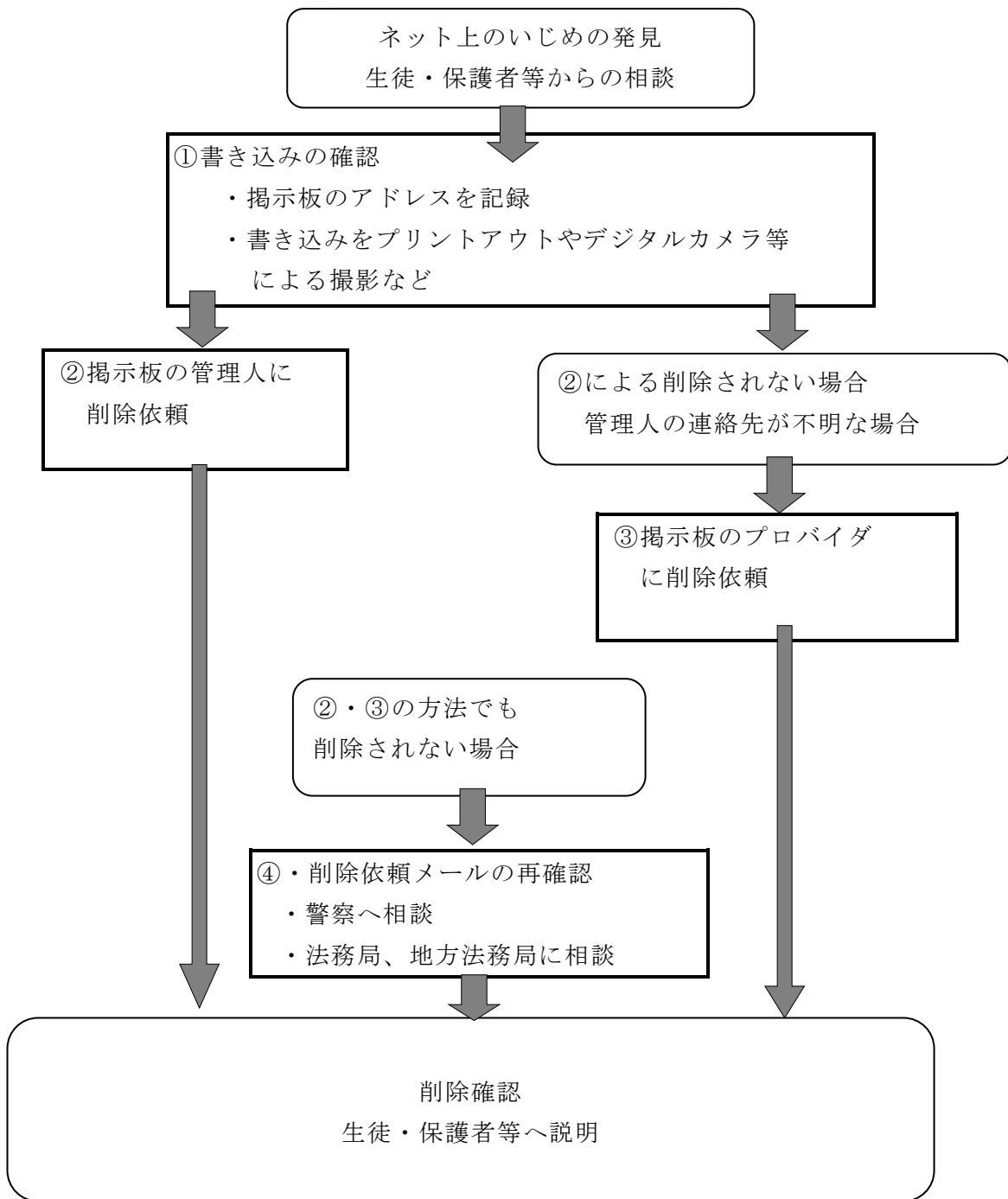
①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処



(4) ネット上での書き込み等の削除の手順



8 いじめの解消

「いじめが解消している」状態とは、単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、次の2つの要件が満たされている必要がある。学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。「解消している」状態に至っても再発する可能性が十分あることから、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意して観察する必要がある。

(1) 「いじめが解消している」状態の要件

- ①いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。ただし、この期間はいじめの重大性等から長期間を必要とする場合もある。
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

9 重大事態への組織的対応

いじめの重大事態については、県の基本方針（平成29年10月改訂）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文科省)」により適切に対応する。

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
 - ア 年間の欠席が30日以上の場合
ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、学校が状況により判断する。
 - イ 生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態への対処

地方公共団体の長等への発生報告（県教育委員会を經由）

- 学校は以下のような項目を報告する
 - ・被害生徒の氏名・学年・性別・欠席期間・その他生徒の状況
 - ・生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容等

調査主体の判断

- 学校の設置者（県教育委員会）が、重大事態の調査主体を判断

調査組織の設置と調査

<学校が調査主体となる場合>

① 学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会）を設置

- ・構成については、いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性及び中立性を確保するよう努める。

② 調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても事実にしかりと向き合う。
- ・これまでの学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・アンケート調査は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置をとる。

④ 調査結果を県教育委員会に報告（県教育委員会から県知事・県議会へ報告）

- ・いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

<学校の設置者が調査主体となる場合>

- ・県教育委員会が設置するいじめ防止等のための附属機関により調査する。
（上記③～⑤と同じ手順で対応）

調査後の支援方針の検討

10 いじめ防止対策の見直し

いじめの防止等のための取組は、いじめ専門員等の意見、助言や学校評価の結果を踏まえ、体制や取り組む内容等の改善を図る必要がある。

学校評価においては、生徒及び保護者と教職員に評価アンケートを実施して、いじめの未然防止に向けた環境づくり、早期発見・事案対処の手立てや教職員研修による資質向上などの設定した目標に照らした達成状況を評価する。